教えて区役所

第23回 固定資産税・都市計画税

四月一日から一カ月間、固定資産課税台帳の縦覧・閲覧が行われます。

そこで今回は、**固定資産税と都市計画税**について、皆さんにご紹介します。

縦覧・閲覧とは、どのようなことですか？

縦覧は、納税者の方が所有する資産の価格が適正かどうか、同一区内の他の資産の価格と比較することができます。

閲覧は、納税者の方が、資産の価格など、固定資産課税台帳の内容を確認することができます。

今年の期間は四月一日(金)から五月二日(月)まで。区役所二階の課税課でご覧いただくことができます。

固定資産税・都市計画税とはどのような税金ですか？

固定資産税は、毎年一月一日現在で**土地や家屋、事業の用に供する償却資産**を所有している方に対して、その**資産の価値に応じて納めていただく税金**です。

都市計画税は、下水道・公園・生活道路などの都市計画施設の設備に要する費用に当てるため、**市街化区域の土地や家屋を対象**に、それを所有している方に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

新築住宅の減額とはどのような制度ですか？

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋に対しては、一定の床面積要件に応じて、**新たに固定資産税が課税されることとなった年度から三年度分に限り、固定資産税の税額が減額**されます。

また、**三階以上の中高層耐火住宅等**については、**同様に五年度分に限り、固定資産税の税額が減額**されます。

住宅用地の特例とはどのような制度ですか？

居住の用に供する土地の課税標準の特例措置のことで、**住宅の敷地で住宅一個につき二百平方㍍以下の土地**については**固定資産税課税標準額※が価格の六分の一**に、**都市計画税課税標準額が価格の三分の一**になります。また、**二百平方㍍を越える部分で住宅の床面積の十倍までの土地**についても、**固定資産税課税標準額が価格の三分の一**に、**都市計画税課税標準額が価格の三分の二**になります。

※課税標準額～税額を求める際の基礎となる額

年の途中で売買をしたり、家屋を取り壊したりした場合、固定資産税はどうなるのでしょうか？

固定資産税は、その年の一月一日現在の状況で課税されますので、**年の途中で売買したり、取り壊したりした場合についても、固定資産税は、その年の一月一日現在に所有されていた方に納めていただく**ことになります。

お問い合わせ先
清田区役所課税課
土地係・家屋係
☎889－2400（代表）

さぁ！まちづくり

里塚・美しが丘地区
里美ふれあいクラブ

まちづくりセンター。ここは行政や地域の情報、地域の人が集まる「まちづくり活動」の拠点。地域を挙げて取り組んでいること、ちょっとした仲間で始めてみること。いろんな形のまちづくりがあります。今月から、皆さんの周りの、さまざまな「まちづくり」をご紹介します。

＊　＊　＊　＊

町内会やボランティア団体、NPOなどが協力すれば、まちづくりのエネルギーは更に大きなものになる―。住みよいまちづくりを目指し誕生したのが住民組織「里美ふれあいクラブ」です。地域のいろいろな人材を発掘し、それを起点とした人々の交流のきっかけづくりを当面の目標として、まちづくり情報誌「里美の風」の発行や「土曜地域健康づくり・福祉教室」の開催など積極的に活動しています。

このクラブの取り組みの一つ「まちづくり講座」も好評です。特に「地域名人講座」は、バラエティーに富んだ内容と、ご近所さんが講師役を務めるという親近感もあり、多くの人が参加する人気講座です。また、この講座をきっかけに同好会が結成された例もあります。現在、フォークダンスと社交ダンスの同好会が、楽しく活動を続けています（メンバー募集中！）。

「ダンスを踊ることがまちづくり？」と思うかもしれませんが、人と人とのコミュニケーションの輪を広げること、これこそ「まちづくり」の〝始めの一歩〟なのです。

あなたも、興味のあることから始めてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

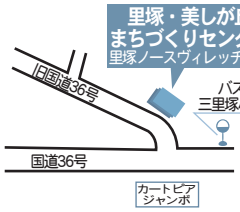

里塚・美しが丘まちづくりセンター
里塚2条6丁目里塚ノースビレッヂ2階
☎884－1210
【中央バス】「三里塚小学校」下車
福96・97・113　月98・99　大69
96・113　広島　千歳

※まちづくり講座の詳しい内容は、区民のページ4ページをご覧ください。